

笛吹市総合計画審議会委員委嘱式及び第1回笛吹市総合計画審議会

日時 令和7年8月22日(金)
午後7時～

場所 市役所本館 301 会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 事務局の職員紹介
- 5 会長及び副会長の選出

会長 _____

副会長 _____

- 6 会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 市長あいさつ
- 9 議事
 - (1)第三次笛吹市総合計画の策定に関する基本方針及び今後のスケジュールについて 【資料1】
 - (2)アンケート結果の速報版について 【資料2】
- 10 その他
- 11 閉会

○笛吹市総合計画審議会条例

平成18年3月27日

条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、笛吹市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、笛吹市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴衆等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第11号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第19号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日条例第3号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第三次笛吹市総合計画審議委員構成

No.	組織・団体名	職名	氏名	分野	分野
1	笛吹市商工会	会長	向山 秀男	商工	産業
2	境川・八代企業連絡協議会	会長	土橋 悦子	商工	
3	一般社団法人 笛吹青年会議所	理事長	大森 将平	商工	
4	笛吹農業協同組合	組合長	早川 芳文	農業	
5	山梨県農業法人協会	正会員	古屋 一寿	農業	
6	笛吹市観光物産連盟 石和温泉旅館協同組合	理事 理事長	古屋 公士	観光	
7	山梨学院大学	教授	古屋 亮	地方自治、行革	自治 行革
8	笛吹市小中学校PTA連合会	会長	珠島 ゆかり	教育	教育 文化
9	笛吹市小中学校校長会	会長	霜村 文晴	教育	
10	笛吹市青少年育成推進協議会	会長	立川 誠	青少年	
11	笛吹市スポーツ協会	会長	相澤 光彦	社会体育	
12	笛吹市文化協会	会長	堀内 智恵子	社会教育	
13	笛吹市子ども・子育て会議委員	委員長	早川 公仁	子育て	
14	笛吹市保育所協議会	会長	佐川 成義	保育	
15	笛吹市児童館連絡協議会 子育て支援センター連絡協議会ふえふき	代表	角田 恵	子育て	
16	笛吹市社会福祉協議会	常務理事	雨宮 昭夫	地域福祉	保健 福祉
17	笛吹市民生・児童委員協議会	会長	竹内 稔	地域福祉 高齢福祉	
18	笛吹市介護保険事業者連絡会	会長	荻野 健	高齢福祉	
19	笛吹市シニアクラブ連合会	会長	植村 詔子	健康、福祉、シニア	
20	笛吹市地域自立支援協議会	会長	風間 一幸	障がい	
21	笛吹市医師会	会長	戸田 貴人	健康、福祉、医療	
22	笛吹警察署	生活安全課長	小林 祐介	安全、安心、防犯	安心 安全
23	笛吹市消防団	団長	水上 兼一	安心、安全、防災	
24	笛吹市男女共同参画推進委員会			ジェンダー	
25	笛吹市食生活改善推進委員会	会長	弦間 香	生活、健康	生活 環境
26	笛吹市環境指導員会	会長	宮川 正夫	環境	
27	笛吹市ボランティア連絡会	会長	今泉 教秋	生活、協働、共助	市民 協働
28	笛吹市連合区長会	会長	新海 英記	地域	地域 代表

※ 笛吹市男女共同参画推進委員会については、まだ代表者が決まっていないため、決定した段階で委嘱を行う予定。

第三次笛吹市総合計画の策定に関する基本方針

1 趣旨

本市では、笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちになるという考えの下、平成29年3月に策定した第二次笛吹市総合計画（以下、「現行計画」という）において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げ、その実現に向け施策の展開を図っている。現行計画が令和7年度末に終期を迎えることから、令和8年度を始期とする第三次笛吹市総合計画（以下、「次期計画」という）を策定する。

この基本方針は、次期計画の策定に当たっての基本的な考え方などを取りまとめたものである。

2 笛吹市総合計画について

総合計画は、市の全ての計画の最上位に位置付けられる計画である。全ての計画の方向性を示すものであり、各事業計画はこれに基づき策定される。目指すべき市の将来像や基本目標、それを実現するための施策等を定め、総合的かつ計画的な市政運営を行うための中長期的な指針となる。

3 次期計画策定に当たっての考え方

(1) 市の将来像や基本目標などについて

次期計画において、社会情勢の変化や本市が抱える新たな課題に対応したまちづくりの指針を示すに当たっては、現行計画の評価・検証を行い、これまでの取組の成果を踏まえた中で、それらを生かした新しい計画を策定する必要がある。

市の将来像というのは市政運営の根幹ともなる部分であり、その実現に向けては、一貫した理念に基づいてこそ効果的に前進させることができるものとする。このため、次期計画においても、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を継承する。

また、まちづくりの方向性「人のみがきあげ」「産業のみがきあげ」「基盤のみがきあげ」と、3つの基本目標についても、継承するか、またはこれをベースに検討を進めることとする。

基本目標1：幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち

基本目標2：幸せ実感 にぎわいあふれるまち

基本目標3：幸せ実感 100年続くまち

(2) 計画の構成について

総合計画は、市の将来像を示すとともにまちづくりの基本的な方向性を明

らかにする「基本構想」、基本構想を実現するための施策などを示す「基本計画」、基本計画で定めた施策に基づき具体的に実施する事業を示す「実施計画」の3層で構成されることが多い。

しかし、基本計画を含めた3層構造は、社会経済情勢の変化などに応じて計画にない施策を適宜適切なタイミングで進めたい時に、計画の見直しが必要となり、施策の即効性を損なう可能性がある。また、階層が多く市民に分かりづらいといった一面もある。

このため、本市では、社会経済情勢や市民ニーズなどの変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、また、より簡素な構造で市民にも分かりやすい計画となるよう、基本構想と実施計画の2層構造とした上で、毎年度、実施計画の見直しを行っている。この考えの下、次期計画においても、基本構想と実施計画の2層構造とする。

一方、市には、総合計画のほかに、人口減少や地域活性化への対策を掲げた「第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略(詳細は後述)」があり、この計画も令和7年度末に計画期間が終了する。総合戦略の取組は、総合計画と方向性を同じくするため、第3期笛吹市総合戦略は、次期計画の実施計画の中に包含することとし、総合計画と一体的に計画策定を行う。

(3) 計画期間について

ア 基本構想

基本構想に定める本市の将来像やまちづくりの方向性は、普遍的なものである。また、住民の福祉を図るといふ自治体の責務を果たす上では、一定の継続性や安定性が求められる。

また、長期的な視点に立ちつつ、首長の任期と計画期間の間隔を合わせることで、民意や首長の政策を計画に反映し、実効性の高い計画を策定できる。

このことから、次期計画においても基本構想の計画期間は8か年とし、令和8年度から令和15年度末までとする。

イ 実施計画

市の将来像の実現に向け、計画的で効果的な行政運営を実施するためには、社会経済情勢や住民ニーズ、財政状況の変化などに柔軟に対応していく必要がある。このため、次期計画においても実施計画の計画期間は4か年とし、基本構想の計画期間に即して前期・後期に分けて策定する。

前期実施計画：令和8年度から令和11年度末まで

後期実施計画：令和12年度から令和15年度末まで

4 総合戦略について

(1) 笛吹市総合戦略の背景

地方版総合戦略は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて、地域における人口減少克服や地域活性化を目的とした基本目標や施策の方向性、具体的な施策等を定める計画である。

本市では、平成27年度に市の人口の将来展望を提示する「笛吹市人口ビジョン」を策定するとともに、総合戦略（第1期計画）を策定。令和2年度からは、子育て世代や若者に焦点を当てた第2期計画を策定した。さらに、国のデジタルの力を活用して地方創生を加速・深化させる「デジタル田園都市国家構想総合戦略」策定を受け、令和6年3月、デジタル活用の取組と目標値を第2期計画に追加するとともに、計画期間を5か年から6か年に変更した。

令和7年度末に第2期計画の計画期間が終了することから、新たに令和8年度を初年度とする第3期笛吹市総合戦略（以下、「次期総合戦略」という）を策定（総合計画と一体）する。

なお、国においては、令和7年6月13日に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定した。これは、東京一極集中に対処し、地方創生を加速させるための方向性を示したもので、施策の推進に当たって持つべき基本姿勢・視点として、当面は人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことや、若者や女性にも選ばれる地域づくりを行うことを掲げている。このような国の新たな動きなども勘案する中で、総合戦略の策定を進めていく。

(2) 次期総合戦略の計画期間

次期総合戦略は、次期計画の実施計画の中に包含するため、計画期間については、実施計画に合わせて4か年とする。

第3期総合戦略：令和8年度から令和11年度末まで

第4期総合戦略：令和12年度から令和15年度末まで

(3) 笛吹市人口ビジョンの改訂について

本市は、平成27年度に笛吹市人口ビジョン及び総合戦略（第1期計画）を策定した。

令和5年4月26日、国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計の見直しが発表された。また、令和5年12月26日には、デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）が閣議決定されている。まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）では、地方版総合戦略を定めるに当たり、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとしている。

国の総合戦略が改訂され、また、前回の市人口ビジョン策定時と異なる人

ロトレンドが明らかになっていることから、次期総合戦略を策定するに当たり、国の計画や研究機関等の資料を踏まえた中で、笛吹市人口ビジョンにおける基礎数値の時点修正等、一部改訂を行うものとする。

5 策定体制

(1) 庁内体制

次期計画の策定に関し、庁内における審議決定を行うため「笛吹市総合計画策定本部」を設置する。

また、施策分野別の検討を行うため、策定本部に部会を設置する。

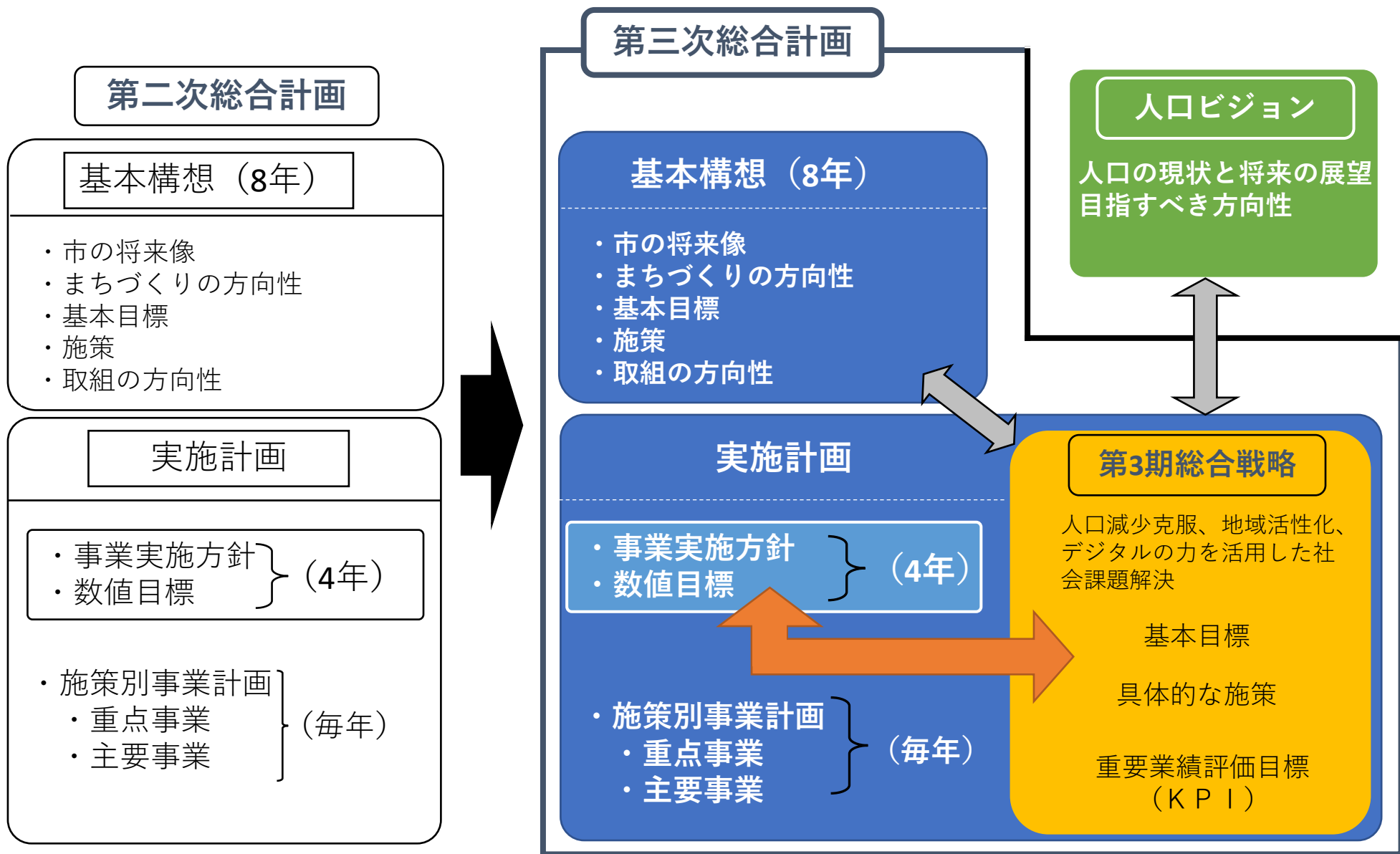
(2) 市民参加

幅広い意見や提案を計画に反映できるよう、市民アンケートやワークショップ、パブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する中で、策定作業を進めていく。

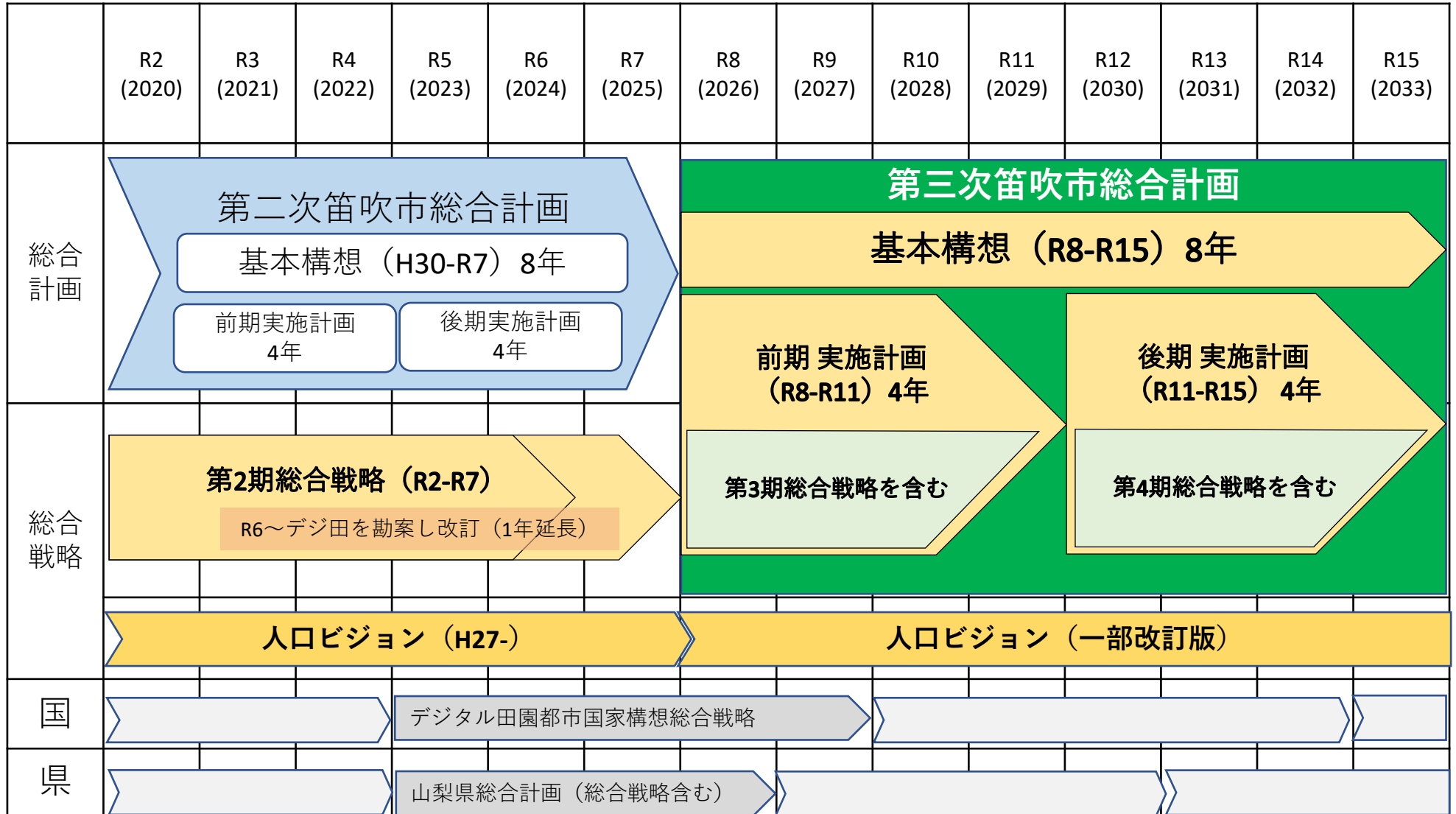
(3) 審議機関

各種団体の代表者や学識経験者などで構成する総合計画審議会を設置し、計画案等について審議を行う。

第三次笛吹市総合計画（概念図）



第三次笛吹市総合計画（計画期間イメージ図）



第三次笛吹市総合計画及び第3期笛吹市総合戦略の策定スケジュール

令和7年8月22日時点

区分	項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業者選定 合せ/打	業者選定	公募型 プロポーザル	プロポーザル	契約											
	業者との打合せ			随時打合せ											
基礎調査	前提条件の整理	現況調査・分析 国・県の動向他	調査分析												
	市民の意向調査	アンケート 3000通送付 市民・事業者等	事前準備	対象者抽出 設問調整	発送、回収	集計、分析	報告書								
		ワークショップ 4回程度 開催予定	募集期間	決定通知			1回	2回		3回			4回		
	現行計画の 評価・検証	進捗状況 策定時との比較						施策評価シート等の記入・ 取りまとめ							
検討会議等	部局内検討	各部局 (各部、各課)						随時作業							
	総合計画 策定部会	具体的事項 検討 (部課長)						随時作業							
	総合計画 策定本部会議	内部決定機関 (合意形成)				策定方針(案) 諮問(案)		現行計画 評価	基本構想 (案)	実施計画 (案)		答申 (案)			
	総合計画審議会	諮問機関	委員選考、依頼					委嘱、諮問 策定方針	現行計画 評価	基本構想 (案)	実施計画 (案)		答申		
基本構想・ 実施計画策定	基本構想 (基本目標・施策)	総合計画 本体					基本構想 案作成								
	実施計画 (数値目標)	重点事業 評価指標 数値目標						実施計画 検証、分析		実施計画 案作成					
		重点事業 予算の概要								予算確認、反映					
	総合戦略	基本目標 施策 (数値目標)	位置づけ 人口ビジョン 総計整合性						総合戦略 検証、分析		総合戦略 案作成 人口ビジョン、総合計画整合性確認				
		外部委員会									委嘱、諮問 総合戦略の考え方	総合戦略 (案)	答申		
	パブリックコメント	概ね1ヶ月									パブリックコメント (基本構想)	パブリックコメント (実施計画・総合戦略)			
	庁議		スケジュール								基本構想 (案)		基本構想 実施計画		
	議会対応		スケジュール					策定 方針			中間 報告		最終 報告		

: 議会対応
 : 政策課
 : 策定業務受託事業者
 : 受託事業者及び政策課
 : 庁内組織
 : 市民、外部組織

第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート結果【速報版】

1. アンケートの概要

① 目的

現行の総合計画の計画期間が令和7年度末に終了することから、令和8年度を始期とする第三次笛吹市総合計画の策定に当たり、市民や市内事業者及び農業者の身近な環境や暮らしの満足度などについて意見を聴取し、これからのまちづくりに反映させていくことを目的として実施する。

② 期間

令和7年7月7日から令和7年7月25日まで

③ 対象及び回収率

調査対象	調査数	回収数	回収率
(1) 18歳以上の市民	2,500	1,286	51.4%
(2) 市内に本店を置く事業者及び市内に事業所を置く事業者	400	176	44.0%
(3) 市内の農業者（法人及び個人）	100	68	68.0%
合計	3,000	1,530	51.0%

※いずれも紙とWEBの併用で実施

2. 幸福度と満足度

令和7（2025）年度の市民（18歳以上）及び市内事業者（農業者を含む）（以下「市民等」という）の幸福度の平均は、10点満点中の6.0点であり、山梨県内を対象とした調査における平均5.8点¹よりも0.2点高くなっている。一方、今から10年後にどの程度幸せだと思えるかという設問に対する回答の平均は5.5点であり、現在の幸福度よりも0.5点低くなっている。

現在の市民等の幸福度： 令和7年度（2025年度） 6.0点

¹ 山梨総合研究所・令和7年度自主研究「“シン”やまなし未来共創プロジェクト」調査結果より。

【幸福度とウェルビーイング²について】

今日の成熟社会において、これまでの GDP（国内総生産）といった物質的、経済的な豊かさから、心の豊かさや幸福度といった一人ひとりが実感できる真の豊かさを重視する動きがみられる。こうした中で、内閣府が推進する「デジタル田園都市国家構想」では、目指す「心ゆたかな暮らし」（Well-Being：ウェルビーイング）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）の実現に向けた取組の指標として、地域幸福度（Well-being：ウェルビーイング）指標が提案されている。この中で、国民一人ひとりが感じる「幸福度」は、総合指標のひとつとして位置付けられている。

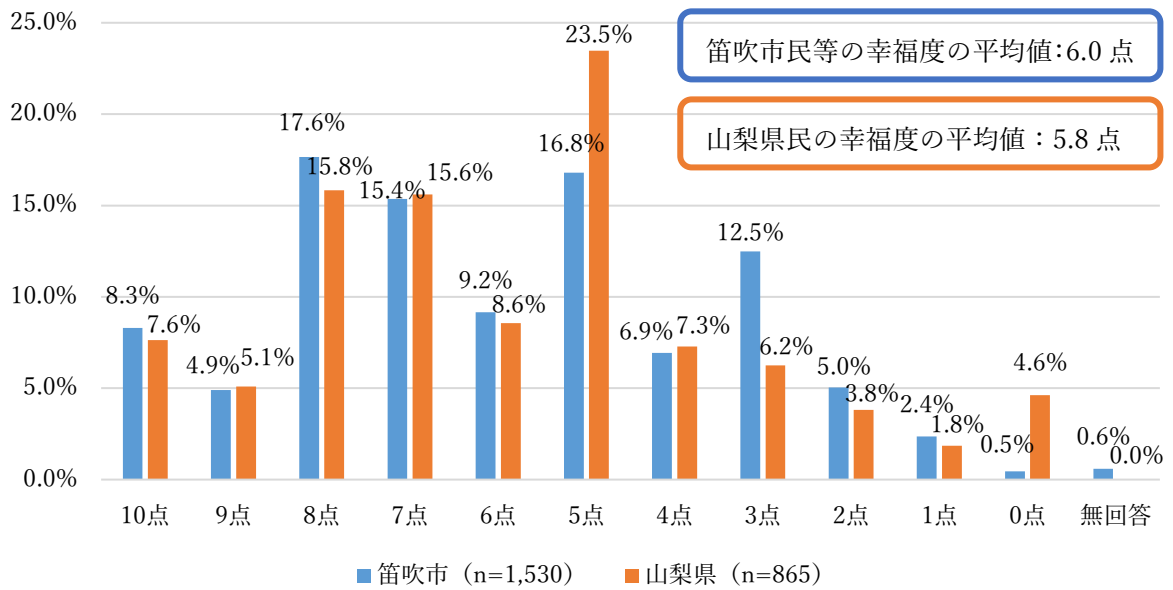
なお、現行計画を基に各施策に紐づく取組の方向性ごとに Well-being 指標を設定すると次のとおりとなる。次期計画では、この指標設定を基に整理を行う。

² 世界保健機関憲章の前文において「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にある」と定義されています。

現行計画の各施策に対応した地域幸福度 Well-being 指標

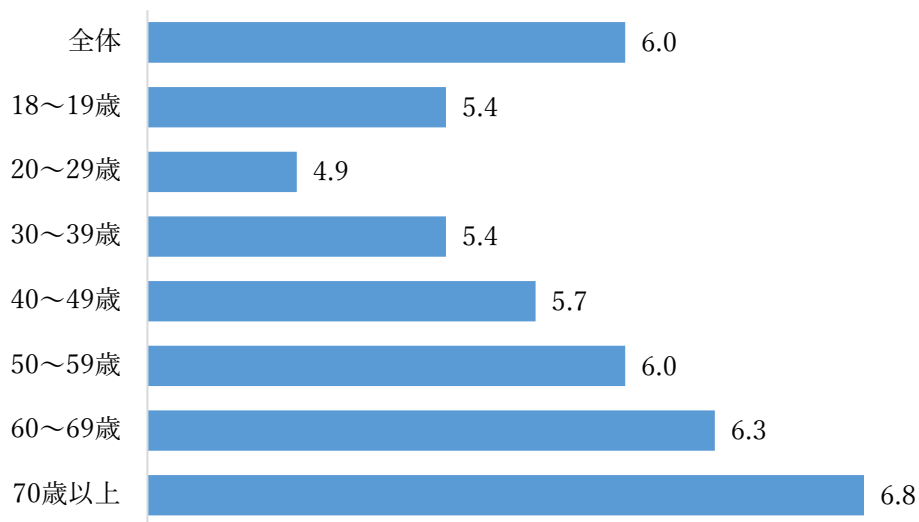
基本目標	施策	取り組みの方向性	Well-being指標
こころ豊かに暮らせるまち	1 子育てしやすいまちづくり	1 子育てを支える環境づくり	笛吹市は、子育て支援・補助が手厚い 笛吹市は、安心して妊娠・出産・育児ができる環境がある
		2 未来を担う青少年を育む環境づくり	笛吹市は、若者が活躍しやすい雰囲気がある
	2 誰もが安心して暮らせるまちづくり	1 高齢者がいつまでも自分らしく暮らせる地域づくり	笛吹市は、高齢者の介護・福祉サービスが受けやすい
		2 暮らしの基礎を支える環境づくり	私は、困ったときに相談できる人が身近にいる
		3 障がい者の社会参加を支援する環境づくり	笛吹市は、障がい者の支援サービスが受けやすい
		4 生涯を通じた健康づくりの推進	笛吹市は、健康づくりがしやすい環境が整っている
		5 ライフステージに応じた相談体制の充実	笛吹市は、困ったときに相談する行政の窓口がある
	3 人と文化を育むまちづくり	1 子どもの未来を見据えた学校教育の充実	笛吹市は、教育環境が整っている
		2 人生を彩る生涯学習の推進	笛吹市は、学びたいことを学べる機会がある
		3 スポーツ活動の推進	笛吹市は、スポーツが盛んである
		4 地域文化の普及と活用への取組の推進	笛吹市は、文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい
	にぎわいあふれるまち	1 再び訪れたいまちづくり	1 おもてなし空間の構築
2 魅力ある観光情報の発信			笛吹市は、観光資源が豊富で誇らしい
3 四季を通じた観光資源の開発			
2 実り豊かなブランド農林業づくり		1 活力に満ちた果樹農業地帯の創造	笛吹市は、農業活動が積極的に行われている
		2 魅力ある森林環境の保全	笛吹市は、身近に自然を感じることができる
3 活力ある地域経済づくり		1 地元雇用を生む企業誘致の推進	笛吹市は、やりたい仕事を見つけやすい 笛吹市には、適切な収入を得るための機会がある
		2 活力ある商工業の推進	笛吹市には、新たな事に挑戦・成長するための機会がある
4 移り暮らせる魅力あるまちづくり		1 シティプロモーションの推進	笛吹市は、知名度やブランド力が高く誇らしい
		2 移住者受入態勢の推進	笛吹市には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある
100年続くまち		1 将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり	1 魅力ある計画的な土地利用の推進
	2 正確な土地情報の管理と魅力あふれる景観の形成		笛吹市は、正確な土地情報の管理が行われている 笛吹市は、魅力あふれる景観の形成が行われている
	2 安全、安心して災害に強いまちづくり	1 強固なライフラインの確保	笛吹市は、災害にも強い道路網が整備されている 笛吹市は、災害にも強い上下水道が整備されている
		2 日々の生活を支える防犯と交通安全対策の推進	笛吹市は、歩道や信号が整備されていて安心である
		3 地域防災力の向上と生命、財産を守るための体制強化	笛吹市は、消防や防災対策がしっかりしている 笛吹市は、医療機関が充実している
	3 快適な生活環境づくり	1 美しい環境の保全と循環型社会の構築	笛吹市は、リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取組が盛んである
		2 市民の憩いの場の環境整備と活用の促進	笛吹市は、まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所がある
		3 安心できる住環境づくり	笛吹市は、適度な費用で住居を確保できる
		4 効率的な交通ネットワークの構築	笛吹市は、公共交通機関で、好きな時に好きなところへ移動ができる
	4 市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり	1 市政への理解が広がる広聴広報の推進	笛吹市の行政では、市民への情報発信が積極的に行われている
		2 協働のまちづくりの推進	私は、地区や組の人が困っていたら手助けをする 笛吹市には、女性が活躍しやすい雰囲気がある
		3 主体的な地域活動の促進	笛吹市は、地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである
	5 将来を見据えた行政づくり	1 開かれた行政実現に向けた情報公開の推進	笛吹市の職員は、信頼できる
		2 親しみやすく機能的な市役所づくりの推進	笛吹市の行政は、地域のことを真剣に考えている
		3 未来に誇れる健全な財政基盤の確立	笛吹市は、健全な財政基盤が確立されている

笛吹市民等と山梨県民における幸福度（令和7年度）の比較



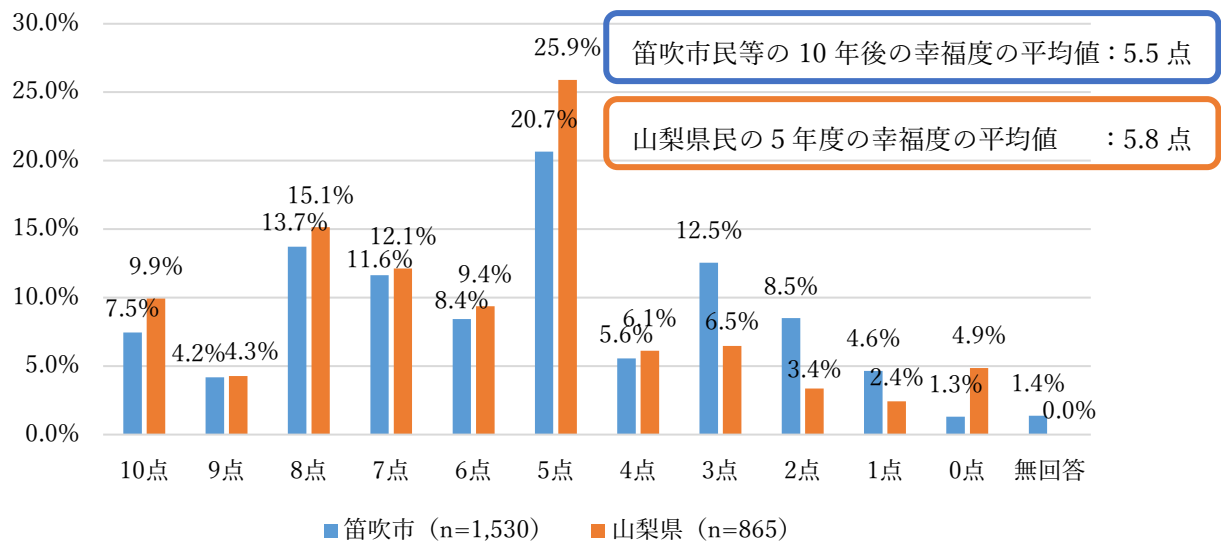
出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」及び「山梨総合研究所・令和7年度自主研究「“シン”やまなし未来共創プロジェクト」調査」

現在（令和7年度）の市民等の幸福度（年齢別）



出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」

笛吹市民等の 10 年後の幸福度と山梨県民の 5 年後の幸福度の比較



出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」及び「山梨総合研究所・令和7年度自主研究「シン”やまなし未来共創プロジェクト」調査」

① 市民等の満足度

まずは、笛吹市民等と山梨県民における満足度について、項目別で比較したものが次の図のとおりとなっている。

全体的に山梨県民の平均値よりも笛吹市民等の平均値の方が高い結果となっている。特に、緑色の枠で囲った項目は高い数値となっている。

具体的には、「相談できる身近な人」を始め、「集落への愛着」「観光資源」「農業活動」「自然の身近さ」「環境への取組」「心地よく歩ける場所」「近隣での手助け」「地域活動への参加」「行政職員への信頼」、そして「行政の取組」が挙げられる。

これらの結果から、笛吹市の大きな魅力でもある自然の豊かさや桃やぶどうなどの果樹栽培を中心とした農業、そして石和温泉郷を始めとした観光産業への満足度が高い。また、比較的身近な存在である行政に対する信頼の高さや、地域の中で互いに助け合いながら、何かあれば地域内や行政に気軽に相談できる環境にあることに対し、満足している様子が見え始める結果となっている。

なお、一部の項目については、市独自で設定しているため、県のデータはない。

一方で、笛吹市民等の満足度を単独で項目別かつ年齢別に見た場合、課題もいくつか浮かび上がってきた。

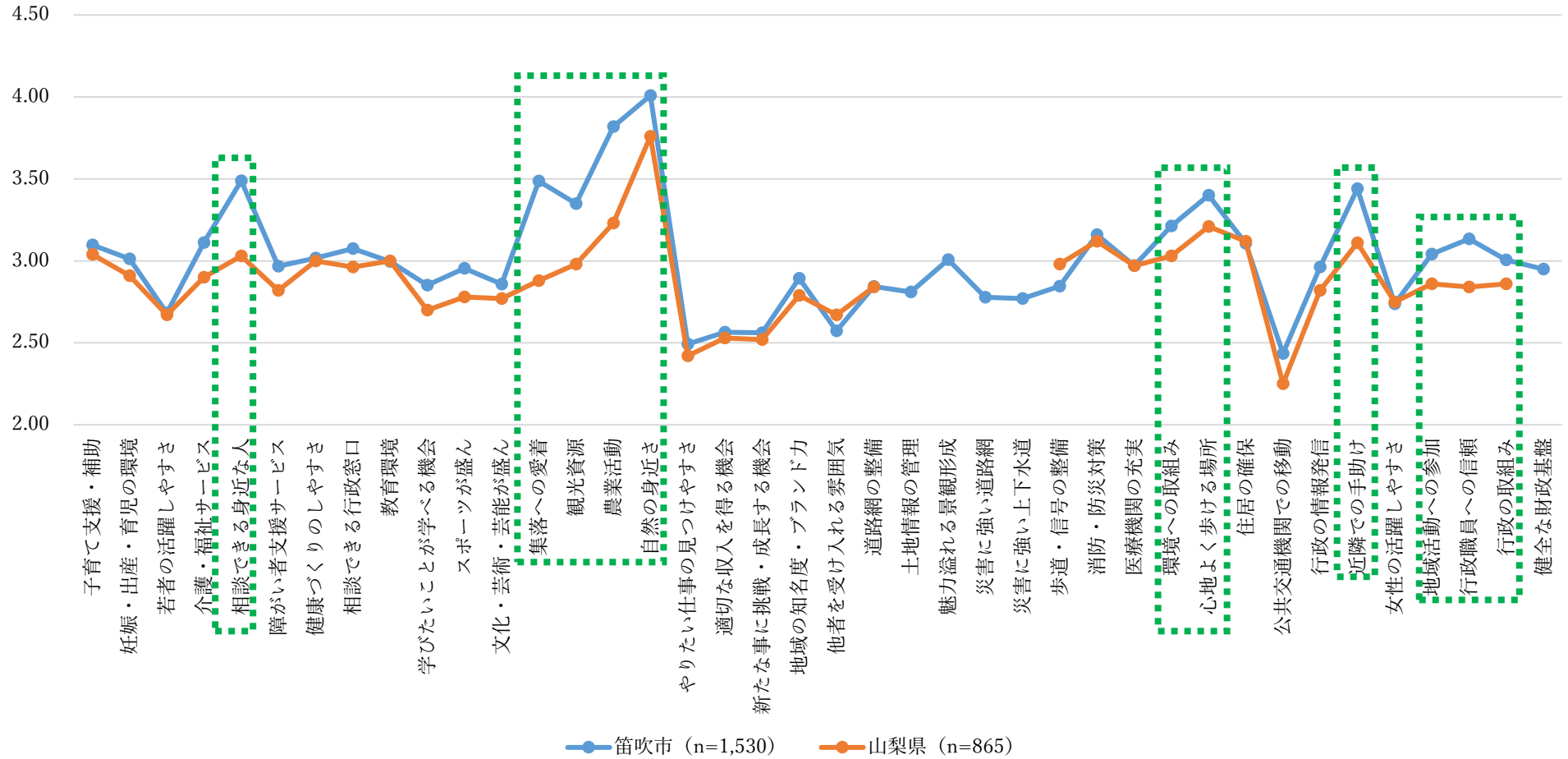
先に触れたとおり、20歳代の幸福度が低い中で、赤色の枠で囲った項目について、そうした若者を取り巻く環境に対する満足度が低い結果となっている。

具体的には、「若者の活躍しやすさ」を始め、「学びたいことが学べる機会」「やりたい仕事の見つけやすさ」「適切な収入を得る機会」「新たな事に挑戦・成長する機会」「公共交通機関での移動」「女性の活躍しやすさ」が挙げられる。

加えて、これらの項目が低いのは、18～19歳や20～30歳代の若者だけではなく、40歳代の低さも目立つ結果となっており、子育て世代が自身の子供の将来を考えながら回答している様子が窺える。

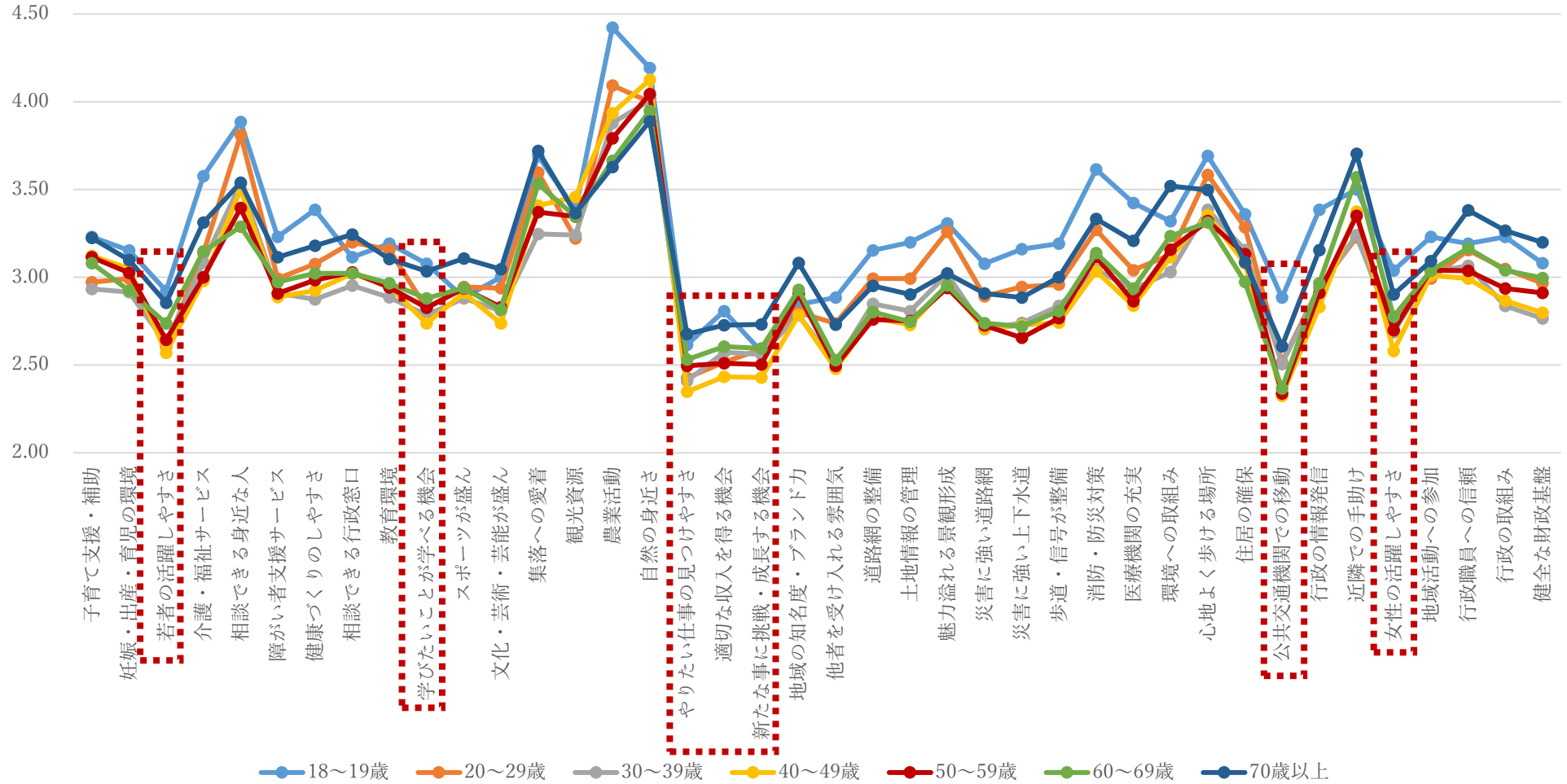
また、全体のうち最も低い数値として、「公共交通機関での移動」が挙げられる。これは山梨県全体でも低い数値となっていることから、笛吹市だけの課題とは言えないが、高齢者だけでなく、高校生や大学生が移動する際の交通手段の確保も重要な要素として考えられる。

笛吹市と山梨県における市民等の満足度（令和7年度）（項目別）



出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」及び「山梨総合研究所・令和7年度自主研究「シン」やまなし未来共創プロジェクト」調査

笛吹市の市民等の満足度（令和7年度）（項目別・年齢別）



出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」

② 地域に対する満足度と重要度

笛吹市の暮らしに対する 40 項目について、市民等の満足度（5 段階）及び重要度（3 段階）に係る回答結果の平均値を以下にまとめる。

「どちらでもない」を 0、満足度及び重要度の最大・最小値を±2 とした場合、満足度については、市民、事業者及び農業者のいずれの結果においても、多くの項目についてプラスの傾向が見られるものの、オレンジ色の枠で囲った箇所で、重要度が高く満足度が低い項目が複数見られた。

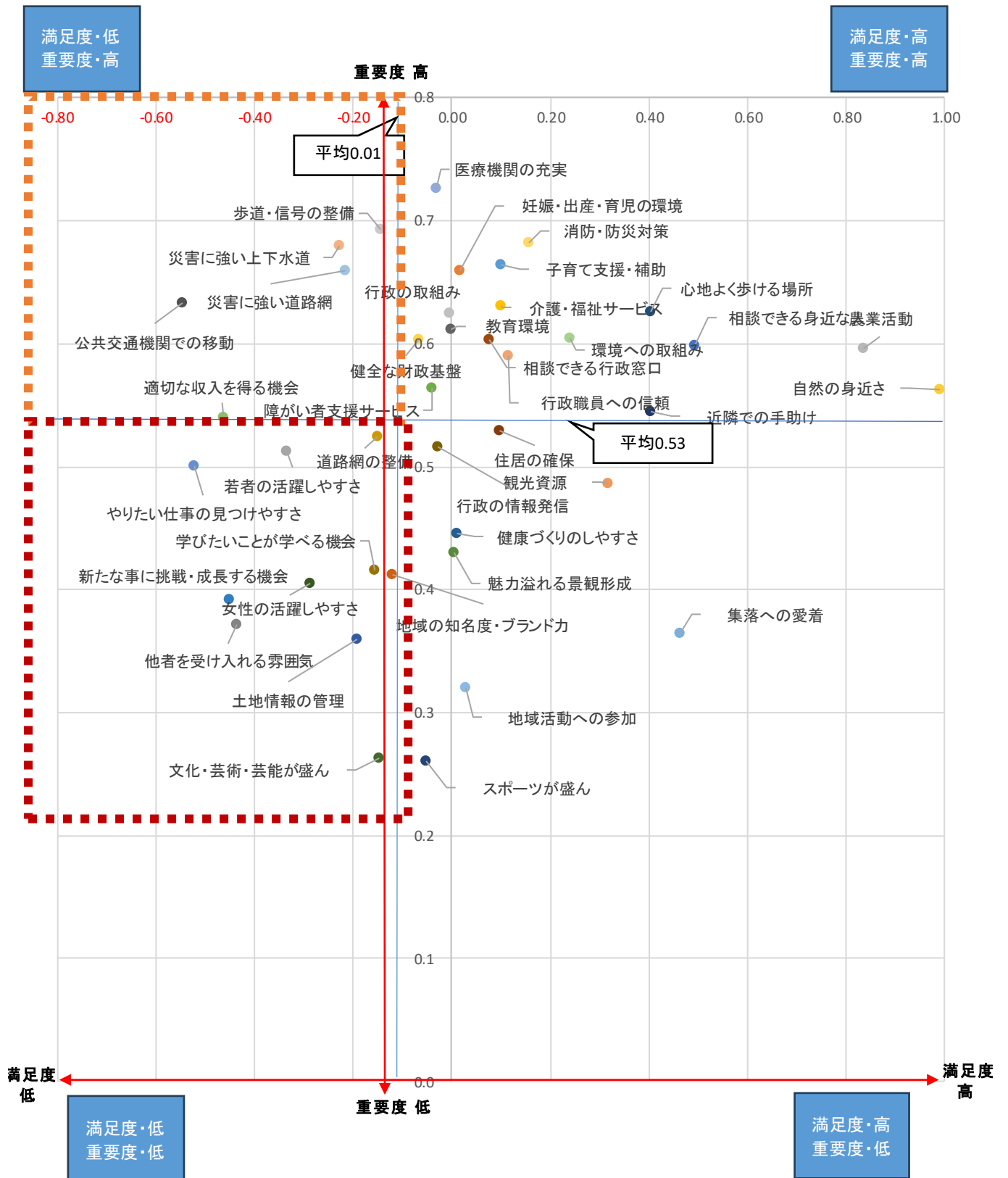
具体的には、共通して「災害に強い道路網」「災害に強い上下水道」「歩道・信号の整備」、そして「公共交通機関での移動」が挙げられ、インフラ整備に関する項目が多い（オレンジ色の枠内）。

また、赤色の枠で囲った箇所は、重要度は高くないものの、満足度も低い項目である。具体的には、同様にインフラ整備に関する項目として、「道路網の整備」や「土地情報の管理」のほか、「若者の活躍のしやすさ」を始め、「やりたい仕事の見つけやすさ」「新たな事に挑戦・成長する機会」「学びたいことが学べる機会」といった項目や、「女性の活躍しやすさ」も挙げられている。

重要度については、全ての項目についてプラスとなっているが、その中でも、医療、安全・安心、福祉、教育、環境などについて、平均を上回る傾向が見られる。

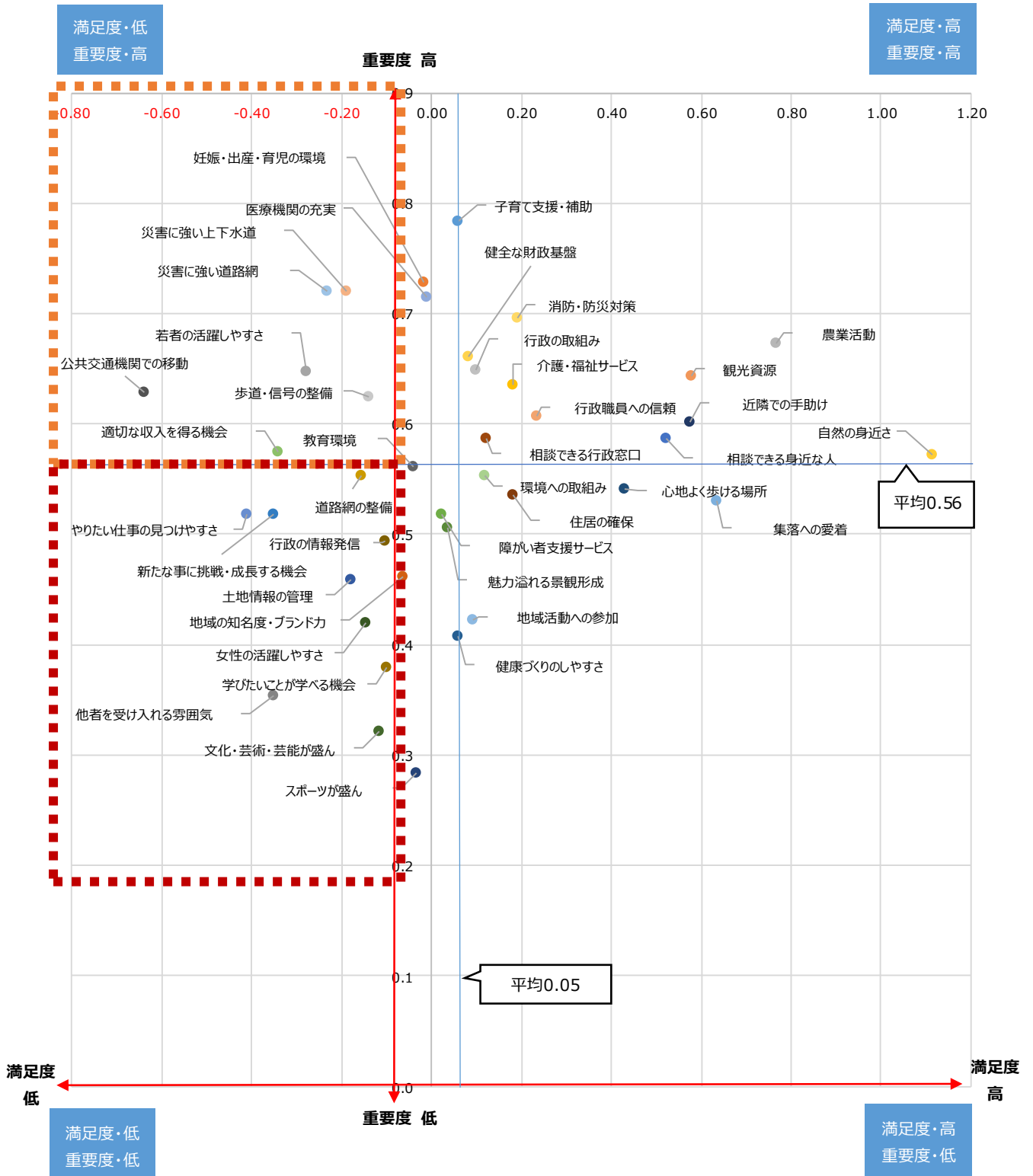
これらの結果から、満足度が高く重要度も高い項目については、引き続き施策を維持していくことが必要となる「維持する分野」、また、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目については、改善に向けた取組が必要となる「改善が必要な分野」と分類することができる。

地域に対する市民の満足度・重要度



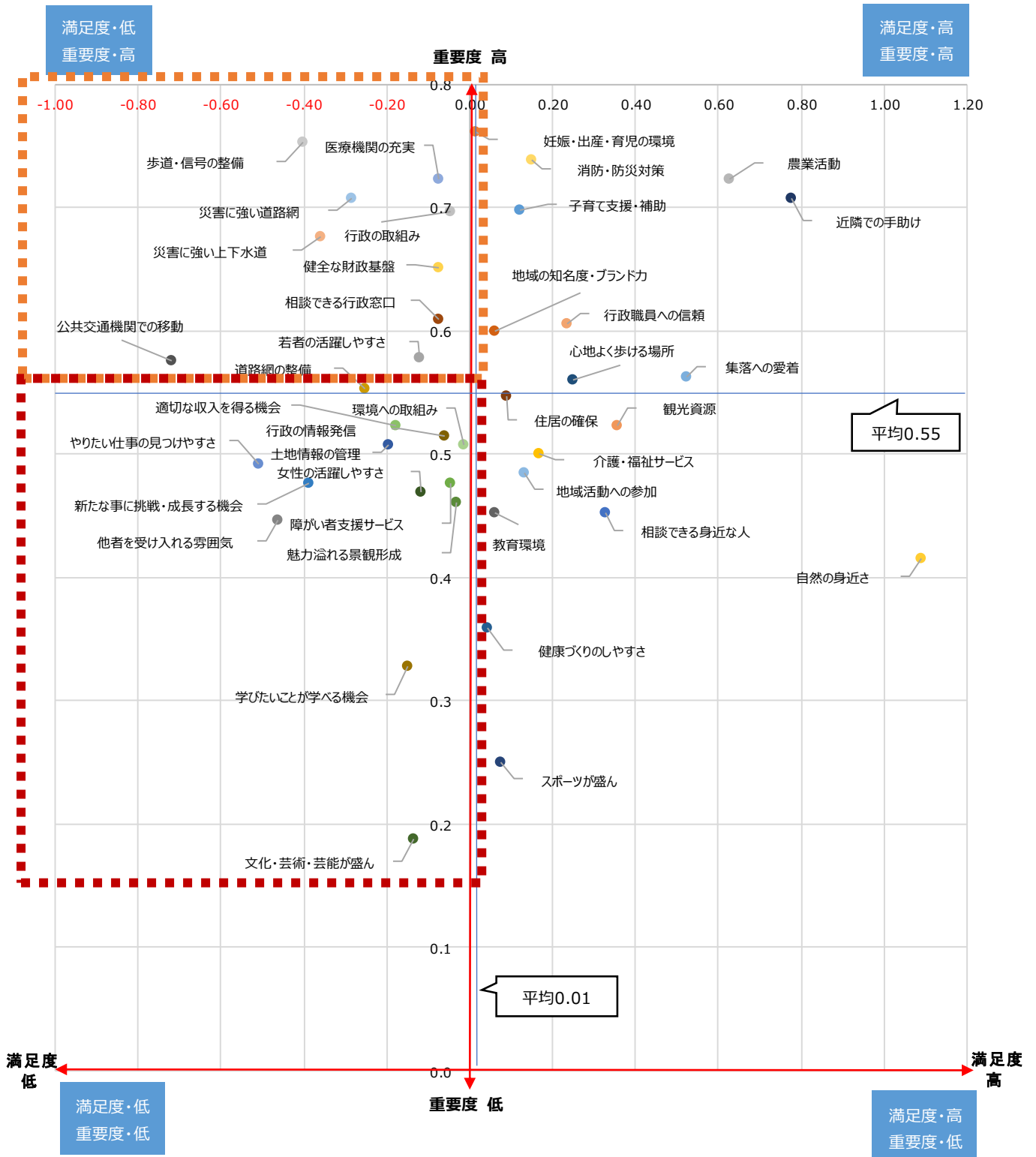
出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」

地域に対する事業者の満足度・重要度



出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」

地域に対する農業者の満足度・重要度



出典：「第三次笛吹市総合計画策定のためのアンケート」